

地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター役員報酬等規程の一部を改正する規程

地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター役員報酬等規程（平成 22 年地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター規程第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項を次のように改める。

非常勤役員手当の額は、次の各号に掲げる役員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 理事 日額 20,000 円
- (2) 監事 月額 50,000 円

附 則

この規程は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。